

石垣市教育委員会GIGA端末貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市教育委員会教育ICT環境整備指針(令和3年2月策定)に基づき整備したGIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末(以下「GIGA端末」という。)を市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒(以下「児童生徒」という。)が学習活動に用いるため、石垣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が保有するGIGA端末の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(GIGA端末の貸与)

第2条 GIGA端末の貸与の対象者は次の各号に定めるものとする。

- (1) 児童生徒
 - (2) その他校長が必要と認める者
- 2 教育委員会は、学校を通し、児童生徒にGIGA端末を貸与するとともにGIGA端末の貸与に関する事務を校長に委任するものとする。
- 3 転出・卒業などにより在籍校が変わる場合は、貸与を受けた校長に返却しなければならない。

(GIGA端末の利用に関する許可)

第3条 校長は、GIGA端末において次の各号に掲げる行為の利用を許可することができる。

- (1) 校内での学習活動
 - (2) 校外での学習活動
 - (3) その他校長が必要と認めること。
- 2 GIGA端末の利用に係る費用は無料とする。ただし、前項第2号で生じる通信料については、利用者の負担とする。

(保護者の同意)

第4条 児童生徒の保護者は、前条に基づく許可を得るために、次の各号に関する借用申請書兼同意書(様式第1号)を提出しなければならない。

- (1) GIGA端末の利用に関する取扱い事項
 - (2) 個人情報(ログイン情報、学習・操作履歴などの収集)の取得
 - (3) 教育委員会及び学校が民間事業者のクラウドサービスを利用することによる規定された利用規約に必要な個人情報の収集
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が指示するオンライン同意(申請者又は利用者がオンラインで同意書の確認及び同意を行うことができる仕組みをいう。以下「システム」という。)

により同意申請を行った場合は、同意書の提出を省略することができる。

3 同意書の有効期限は提出から1年間かつ同意書を提出した学校に在籍する期間とする。

4 進級や転入時は、校長に同意書を再提出しなければならない。

(遵守事項)

第5条 GIGA端末を利用する者は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 学習の目的にのみ利用すること。
- (2) 利用、保管及びGIGA端末を所持しての移動に際し、細心の注意を払うこと。
- (3) 不具合が生じ又は破損、滅失等をさせた場合は速やかに校長に報告すること。

(禁止事項)

第6条 GIGA端末を利用する者は、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 利用者や他人の情報をインターネット上で公開すること。
- (2) 相手方に撮影の目的を伝えず、許可無く写真や動画を撮影すること。
- (3) 教育委員会が許可したサイト(ポータルサイト)以外からアプリをダウンロード、インストールすること。
- (4) 故意にGIGA端末を破損、滅失等させること。
- (5) その他法令等違反行為(いじめ、なりすまし等)で利用すること。

(許可の取り消し)

第7条 校長は、第5条又は第6条に掲げる事項に違反した者に対して、利用許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 第5条又は第6条に掲げる事項に違反してGIGA端末を破損等させた者は、復旧に係る費用を弁償しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、GIGA端末の貸与に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。